

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係様式例)

設立趣旨書

1 趣旨

武雄市では令和元年・令和3年と水害に見舞われ全国ネットで水害のニュースが流れ事によりマイナスのイメージが伴ってしまったこと、コロナ拡大により市全体がダメージを受けた状態になっております。そして、武雄市内で塾経営を20年以上させていただいている中、近年、不登校もしくは保健室登校の中学生が増加しております。

そこで、まちづくりへの市民の理解や協力が必要になり、行政や他の市民団体との協力や連携も求められます。私たちは、誰もが住みよいまちづくりに向けて、子どもたちをメインに様々な内容の活動を展開していきます。近年不登校もしくは保健室登校の中学生の中で県立高校受験希望や高校でしっかりと勉強に取組みたいと願いをお持ちの方もおられます、中学で学習すべき内容が習得出来ていない為現在の学力ではご希望の高校に合格が難しい状況です。そして受験を諦めてしまい、何事にもやる気を無くす傾向にあります。市内では公共の施設では高校受験レベルまでの学力習得施設がありません。そこでプライベートを中心とし、一人一人のお子様の習得スピード合わせ、出席日数にも取れるような、高校受験レベルまでの学習力引き上げができる施設作りを目指したいと考えております。

そのため、まちづくりと不登校の問題の解決を2本の柱とする目的とする活動をするためには、現状の任意団体ではなく、特定非営利活動法人がもっともふさわしいと考え、法人格を取得する運びとなりました。NPO 法人化をきっかけに、持続性のある運営をし、しっかりと組織基盤をと固め、地域の皆さんにより広く知っていただき、一緒になって地域の環境やまちづくり等考え、事業を行ってまいります。

以上により、まちづくり活動を効果的に推進および子どもたちへの支援をするため、より一層その地域の特性や実情に合わせて、近隣地域との連携を取り、杵藤地区全体の活性化を図る為、今後更にイベントの企画・実施を行い武雄に来場者を増やし、地域の方々の活力の一つになる活動を推進し、実現していくことを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

- 令和4年3月・・・・・・武雄市の駅前にコミュニティセンターを設立
- 令和4年8月・・・・・・夏休み企画、出店、イベント
- 令和4年9月・・・・・・新幹線開通時、出店、イベント
- 令和4年10月・・・・NPO 法人設立の検討開始
- 令和4年11月・・・・特定非営利活動法人の協力者打診、草案作り、協議
- 令和5年3月・・・・イベント(現在調整中)
- 令和5年5月・・・・母の日イベント、出店、音楽イベント(現在調整中)

令和5年2月22日

特定非営利活動法人 T to A

設立代表者

氏名

吉田 美千代